

療育手帳の申請手続きの「郵送」での受け付けについてのご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、療育手帳の申請手続きにつきまして、当面の間、郵送での受け付けも行います。

※ 手帳の交付は、従来どおり区役所社会福祉課で行います。

郵送での手続きの流れ

※ 氏名・住所（市内）の変更届、返還（死亡等）、転出（市外へ）、転入のお手続きは、これまでどおり各区役所社会福祉課でお願いします。

お客様：お住いの区役所社会福祉課へ郵送による申請希望であることを連絡してください。



区役所：必要な書類一式をお住いの住所に送付



お客様：封筒で申請書類をお住いの区の区役所社会福祉課へ送付
(※切手、封筒はお客様でご準備ください。)



区役所：申請書類を受領後、申請書類を確認（※区役所社会福祉課に申請書類が届いた日が申請書の受領日となりますが、書類の受付状況は、区役所社会福祉課にお問い合わせください。ただし、書類に不備があった場合はご連絡させていただくこともあります。)



児童相談所（18歳未満）、更生相談所（18歳以上）
又は
区役所：電話で判定に必要な検査日の日程調整をさせていただきます。

再交付のみの場合はこの手続きはありません。



区役所：申請書類の審査（検査）等が終了したら、お客様へ手帳交付のお知らせを送付



お客様：手帳交付のお知らせを受領後、区役所社会福祉課窓口で手帳を受領

郵送での申請手続きに必要な書類（新規申請）

・療育手帳（新規交付・転入・再判定・再交付）申請書

※ 申請者欄の氏名を記載し、認印の押印（押印スタンプ式不可）をお願いいたします。住所は住民票上の住所です。

保護者電話番号欄へは平日昼間に連絡のとれる電話番号を記入してください。

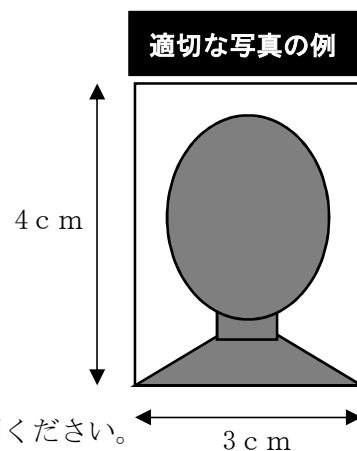
- ・ 調査票
- ・ 【18歳以上の場合】療育手帳新規申請者調査票（18歳以上用）
- ・ 【18歳以上の場合】同意書
- ・ 【18歳以上の場合】概ね18歳までに知的機能の遅れがあったことを証明する資料
 - ※ 小学校・中学校等の成績表、18歳未満で医療機関等で受けた知能検査の結果 など
 - ※ 詳細についてはお住いの区役所社会福祉課へお問い合わせください。

・ 写真

※ 写真1枚をご用意ください。

※ 療育手帳は公的機関の発行する身分証明書になりますので、以下の点についてご注意ください。

- ・ タテ4cm×ヨコ3cm
- ・ 上半身（写真の枠内に収まっているか）
- ・ 無背景（写真の背景に他の人が写りこんでいないか など）
- ・ 無帽
- ・ 申請前1年以内のもの
- ・ ご自分で印刷する場合は、必ず写真用の印刷用紙をご使用ください。



郵送での手続きの流れ（再判定申請）

・ 療育手帳（新規交付・転入・再判定・再交付）申請書

※ 申請者欄の氏名を記載し、認印の押印（押印スタンプ式不可）をお願いいたします。住所は住民票上の住所です。

保護者電話番号欄へは平日昼間に連絡のとれる電話番号を記入してください。

・ 調査票

・ 交付済みの療育手帳の写し

※ 氏名、手帳交付日、障害の程度・種別、次期判定年月等が記載されているところの写しが必要です。

※ 浜松市の手帳の場合、療育手帳の裏表の写し

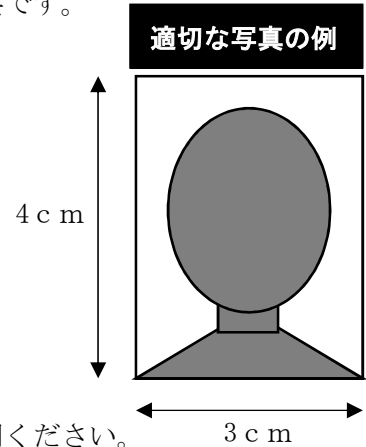
・ 写真（浜松市発行の手帳を所持している場合で、判定の記録欄に余白があれば不要）

※ 再判定と同時に手帳の再交付を希望される場合は写真が必要です。

※ 写真1枚をご用意ください。

※ 療育手帳は公的機関の発行する身分証明書になりますので、以下の点についてご注意ください。

- ・ タテ4cm×ヨコ3cm
- ・ 上半身（写真の枠内に収まっているか）
- ・ 無背景（写真の背景に他の人が写りこんでいないか など）
- ・ 無帽
- ・ 申請前1年以内のもの
- ・ ご自分で印刷する場合は、必ず写真用の印刷用紙をご使用ください。



郵送での手続きの流れ（再交付申請）

・ 療育手帳（新規交付・転入・再判定・再交付）申請書

※申請者欄の氏名を記載し、認印の押印（押印スタンプ式不可）をお願いいたします。住所は住民票上の住所です。

保護者電話番号欄へは平日昼間に連絡のとれる電話番号を記入してください。

・ 交付済みの療育手帳の写し（紛失以外の場合）

※ 氏名、手帳交付日、障害の程度・種別、次期判定年月等が記載されているところの写しが必要です。

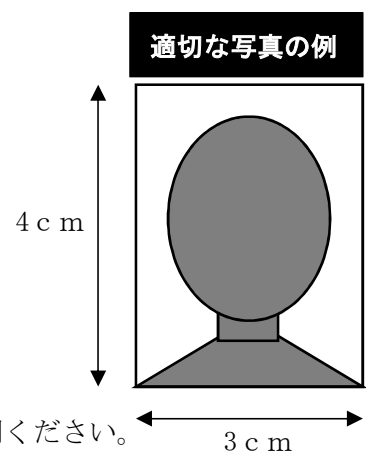
※ 浜松市の手帳の場合、療育手帳の裏表の写し

・ 写真

※ 写真1枚をご用意ください。

※ 療育手帳は公的機関の発行する身分証明書になりますので、以下の点についてご注意ください。

- ・ タテ4cm×ヨコ3cm
- ・ 上半身（写真の枠内に収まっているか）
- ・ 無背景（写真の背景に他の人が写りこんでいないか など）
- ・ 無帽
- ・ 申請前1年以内のもの
- ・ ご自分で印刷する場合は、必ず写真用の印刷用紙をご使用ください。



問合せ及び送付先

<問合せ及び送付先>

中区役所社会福祉課	〒430-8652	浜松市中区元城町 103 番地の 2	Tel : 053-457-2058
東区役所社会福祉課	〒435-8686	浜松市東区流通元町 20 番 3 号	Tel : 053-424-0176
西区役所社会福祉課	〒431-0193	浜松市西区雄踏一丁目 31 番 1 号	Tel : 053-597-1159
南区役所社会福祉課	〒430-0897	浜松市南区江之島町 600 番地の 1	Tel : 053-425-1485
北区役所社会福祉課	〒431-1395	浜松市北区細江町気賀 305 番地	Tel : 053-523-2898
浜北区役所社会福祉課	〒434-8550	浜松市浜北区貴布祢 3000 番地	Tel : 053-585-1697
天竜区役所社会福祉課	〒431-3392	浜松市天竜区二俣町二俣 481 番地	Tel : 053-922-0024

<判定に関する問合せ先>

浜松市児童相談所	〒430-8652	浜松市中区中央一丁目 12 番 1 号	
(18 歳未満)			Tel : 053-457-2703
浜松市役所障害者更生相談所	〒430-8652	浜松市中区中央一丁目 12 番 1 号	
(18 歳以上)			Tel : 053-457-2707